

○引き続き重度心身障害者医療費支給制度の対象となる場合について

【障害者手帳の等級変更により対象となる場合】

障害の状態が悪化した、または、新たな障害が発生した場合、障害者手帳の等級が変更となる場合があります。

身体障害者手帳4級所持の方が、制度改正日（令和9年8月1日）までに身体障害者手帳1～3級に等級が変更となった場合は、年齢を問わず、引き続き重度心身障害者医療費支給制度の対象となります。

等級変更の手続きには、一定程度の期間を要しますので、制度改正日まで余裕をもって、ご相談、お手続きのほど、よろしくお願ひいたします。（等級変更の手続きは、障害者福祉課となります。）

【後期高齢者医療制度の障害認定により対象となる場合】

65歳から74歳の方で、一定の障害がある方が、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合は、引き続き重度心身障害者医療費支給制度の対象となります。

なお、後期高齢者医療制度の障害認定を受けるためには、埼玉県後期高齢者医療広域連合に手続きが必要となります。

また、障害認定を受けることとなった場合は、現在加入している医療保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

※障害認定の対象となる障害

下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）

下肢障害4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの）

下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害）

音声・言語4級